

# 地方自治体による「同性パートナーシップ公認制度」導入の動き

text:永易至文 | 行政書士(特定非営利活動法人パープル・ハンズ)事務局長

昨年の本誌(issue 3)で、地方自治体による同性パートナーシップ公認制度とそれがもたらした社会変化を振り返った。それから1年。いまま公認制度の導入を発表する自治体が続いている。

## 政令指定都市への波及

2017年6月、政令指定都市でははじめて、札幌市でパートナーシップ公認制度がスタートした。人口196万人の巨大自治体に、制度が一気に拡大したのだ。ここで札幌市での動きを振り返ってみよう。

札幌は1980年代後半からゲイのグループが活動をはじめ、90年代には「地方都市」

にもかかわらず性的マイノリティのパレードが始まっている。2003年には札幌市長が参加して挨拶をした。自治体の首長がパレードに参加した先駆けだ。

当事者活動が盛んな土地柄もあって、2016年2月、地元団体「ドメスティック・パートナー札幌(DPS)」が立ち上がった。地元当事者7名のほか、札幌弁護士会所属弁護士2名が呼びかけ人となり、賛同人の募集が始められた。3月からは当事者向けに合計4回の説明会を実施して裾野を広げたほか、4月には市議会議員向け勉強会を札幌弁護士会主催で開催。席上、当事者の生の声を議員にも聞いてもらい、大きな共感を集めたという。同時期、制度がすでに導入



札幌市で同性パートナーシップ制度が開始した2017年6月1日の記者会見の様子。写真提供/鈴木賢

されている世田谷区と導入が決まった那覇市から当事者活動家を招き、シンポジウムも開催された。

こうして気運を高めて6月6日、秋元克広札幌市長に「同性カップルを含む『パートナーシップの公的認証』にかんする要望書」を提出。賛同人144名(当事者74、支援者70)は住民票を添え、札幌市民であることを証明し、市長も「内部で検討を進める」「要綱の整備など制度化を前向きに考える」との意向を表明した。

それから半年後の12月22日、市が同性カップルを公認する方針とNHKテレビが伝え、他メディアが追随。2017年1月には、札幌弁護士会長の名前で早期創設を求める

## 同性パートナーシップ公認制度の比較

	渋谷区	世田谷区	札幌市
制度根拠	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
運用開始	2015年11月	2015年11月	2017年6月
利用状況*	25組	64組	36組
自治体人口	約22.5万人	約90万人	約196.3万人
<b>対象・要件</b>			
定義	パートナーシップ=男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係	同性カップル=互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者	パートナーシップ=互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係
年齢	双方20歳以上	双方20歳以上	双方20歳以上
性別	「戸籍上の性別が同一」	「性を同じくする」	「一方又は双方が性的マイノリティ」
住所	他方転入予定 双方転入予定	○ ×	○ ○
<b>手続</b>			
申告書類	住民票 戸籍 独身証明書 本人確認書類 公正証書	×(不要) ×(必要) ×(不要) ○(必要) ○(必要)	○ × ○(戸籍抄本等) ○ ×
総解	公正証書作成に数万円必要		
消	解消届(一方でも可/義務)	廃棄届(双方/任意)	返還届(双方/義務)
出	返還届(一方の転出でも必要/義務)	廃棄届(任意)	返還届(義務)
了	返還届(義務)	廃棄届(任意)	返還届(義務)

\*2017年6月1日現在、札幌市パートナーシップ

## 「同性パートナーシップ公認制度」の論点 ～消極論に対する反論～

- 1 「性の多様性」を受け入れられない人もいる。それもまた思想や良心の自由では？  
個人々への好き・嫌いはあってもよいだろう。しかし、性的マイノリティ総体を認めないことも認めよとは、差別の公認にほかならない。制度の導入は、自治体自身が多様性を受け入れ、差別をしないことの表明ともなる。
- 2 制度を作ると混乱を招き、かえって差別を助長するのでは？  
渋谷区と世田谷区で制度が始まって2年半、社会は混乱に陥り、差別は助長されたのだろうか？人びとは制度になじみ、事業者も事実上の対応をどんどん変更している。
- 3 なぜ制度ありきなのでは？  
議員や行政の仕事とは制度を作ること。制度を作る人に仕事をお願いしているだけある。効果的な施策を率先して進めていくのが賢明である。
- 4 制度を望まず、ひっそりと暮らしたい当事者もいるのでは？  
当然そういう方もいる。しかし、例えば、男女で婚姻制度を使いたくない人もいるが、それを理由に婚姻制度の意義が失われるわけではない。制度は必要な人が利用すればよいし、この制度を必要とする人は現に存在している。
- 5 個別対応すれば充分。制度を作る必要はないのでは？  
法令にもとづくものではないので法的効力はないが、制度制定は、行政としての性的マイノリティに差別をしないという強いメッセージとなり、社会を現に変化させている。個別対応とともに必要な象徴的施策といえる。

声明が出され、動きを後押しした。1月31日の市議会財政市民委員会の審議では、自民党から消極的な質問が聞かれたものの、民進、公明、共産はいずれも前向き。4月をめどに実施が表明された。

ところが、2月に自民党の議員から「市民に混乱が生じている、一定の周知期間が必要」との質問が出され、市は2か月の周知期間を発表。その後、6月1日から無事、実施の運びとなった。

## 当事者発と地元支援者との連携がカギ

いささかスリリングな展開となった札幌市の動きだが、成功にこぎつけた要因はなんだったのだろうか。

札幌はパレードに象徴される長い当事者運動の歴史があり、今回もさまざまなイベントや勉強会をパワフルに重ねた。地元当事者は、「札幌を誇れる街に」「(都会に行った者が)帰ってきたくなる街に」を合言葉に、ボトムアップで動きを作り出した。首長が上からの実施を表明するケースと好対照といえる。

そのさい、地元弁護士会や、こまめな記者会見によるメディアとの連携にも力が注がれた。とくに勉強会の講師をはじめ、会長が声明も出した地元弁護士会の後押しは、大きな効果があった。

その議員向け勉強会では、地元当事者が

体験談を語った。事実にもまさる説得力はないといえよう。

ほかにも、役所内に献身的に連携してくれる担当者がいたとか、議会の会派別構成など幸運な面もあったが、上にあげた3点は、今後各地で活動を広げたい人にも参考となるだろう。

2018年3月現在、36組の登録があり、札幌では性的マイノリティとしての自覚があれば、戸籍上の性別が異性同士であっても登録できる場合があるのも特徴である。

制度導入を機に、性的マイノリティをテーマとする啓発事業も行なわれている。その一つ「LGBTフレンドリー指標」は、LGBTを支援、配慮した取り組みを行なっている市内の企業・事業所を登録する制度だ(2017年10月1日実施)。

## 福岡市や大阪市も追随する流れ

去年はもう一つ、東京都港区(約25万人)で、当事者による議会への「請願」が行なわれ採択されるという、注目すべき動きがあった。

請願は、国民に認められた憲法上(第16条)の権利。地方議会に対する請願提出には紹介議員を必要とし(その点、陳情や要望などと異なる)、議会としての採択/不採択の決定が行なわれる。採択されると、議会、執行機関(行政側)の双方に実現への努力が要請される。

昨秋、港区議会に地元のゲイ当事者が「同性パートナーシップ制度創設を求める請願」を提出。まず総務常任委員会に付託され審査が行なわれた。12月5日の委員会では、請願者が直接スピーチし、翌6日に委員会採択。本会議に送られ、自民を除く賛成多数で8日に採択された。

新聞報道によれば、請願者は、①同性同士のカップルの公的認証、②家族単位で受ける行政サービスのうち、同性カップルにも適用できるものの精査、③差別撤廃に向けた施策、を求めている。採択結果に法的義務はないが、今後なんらかの取り組みが行なわれると見込まれている。

当事者発の方法論として「請願」という手法には、活用法の研究が必要なものの(採決結果の取り扱いには各自治体で差異あり)、今後注目が集まりそうだ。すでに都内の複数自治体では、当事者が請願を出す動きもある。

一方、日頃からの行政に対する当事者ロビーイングや地元での活動が奏功して、首長が同性パートナー公認制度の導入を表明する自治体も続いている。いずれも政令指定都市である福岡市(今年4月1日開始/約157万人)、大阪市(今年3月に市長が言及/約271万人)など、人口150万以上を抱える大都市からの動きが注目される。

また、90年代から性的マイノリティ団体が事務所を置き、立地が当事者人口も多いと言われる東京都中野区(約33万人)では、当事者グループが当事者や有関心者向けに3回の自主学習会を開催後、「中野区に同性パートナーシップ公認制度をつくる会」を立ち上げ(今年1月)、札幌などにならって議員向け勉強会を開催した。それに呼応したように、3月に区議会では区長が要綱によるパートナー制導入に言及するものの、本稿執筆現在、まだその具体像は見えていない。

他に動きがある自治体として、千葉市(約97.5万人)や宮崎市(約40万人)の名前ががっている。

同性パートナー公認制度は、多額な費用がかからず、社会を現実に変化させ、だれの権利も制限せず、カップル課題にとどまらない広がりがあり、実施自治体の名もあがる、一石何鳥もの施策といえる。先行例を参考に、各地で地元の声を集めながら、取り組んでみたい動きではないだろうか。